

# いじめ防止基本方針

静岡サレジオ小・中・高等学校

いじめ防止対策委員会

平成30年7月

# いじめ防止の基本方針

## 目次

	ページ
1. いじめ問題についての基本認識 .....	4
◆『いじめ』の定義	
◆『いじめは人間として絶対に許されない』	
◆いじめの特徴	
(1) いじめの構造	
(2) いじめの形態	
(3) いじめられている児童・生徒の気持ち	
(4) いじめている児童・生徒の気持ち	
(5) いじめの原因	
2. いじめの未然防止のために .....	5
◆いじめを許さない学校・学級づくり	
(1) 学級経営の充実	
(2) 授業中における児童・生徒指導の充実	
(3) 宗教の授業	
(4) LHR・特別活動等で	
(5) 学校行事	
(6) 児童会活動・生徒会活動	
3. いじめの早期発見対策 .....	6
◆教師の豊かな感性による日常からの児童・生徒の観察と理解	
(1) 学校でのいじめのサイン	
(2) 児童・生徒の実態把握の方法	
(3) いじめの被害者になりやすい児童・生徒の特徴	
(4) いじめの加害者になりやすい児童・生徒の特徴	
◆教職員間の共通理解・協力体制のもとでの日常の情報交換	
◆家庭との連絡を密にした情報交換	
(1) 家庭との日常的な連携	
(2) いじめを訴える意義と方法の家庭への周知	
(3) 家庭でのいじめのサイン	

#### 4. いじめの発見から解決まで.....8

##### ◆発見から指導、組織的対応の展開

- (1) いじめの情報のキャッチ
- (2) 対応チームの編成
- (3) 対応方針の決定、役割分担
- (4) 事実の究明と支援、指導
  - 【事実の究明（確認すること）】
  - 【事情聴取の際の留意事項】
  - 【事情聴取の段階ではいけないこと】
- (5) 被害者、加害者、周囲の児童・生徒への指導及びそれぞれの保護者への対応

被害者への対応

- 【基本的な姿勢】
- 【事実の確認と支援】
- 【経過観察】
- 【保護者への対応】
- 【好ましくない対応】

加害者への対応

- 【基本的な姿勢】
- 【事実の確認と指導】
- 【経過観察】
- 【保護者への対応】
- 【好ましくない対応】

観衆・傍観者への対応

- 【観衆・傍観者の心情】
- 【基本的な指導】
- 【事実確認】
- 【指導】
- 【経過観察】

#### 5. インターネット上のいじめについて.....12

- ◆実際に起こっている問題のある事例について
- ◆対応策

## 1. いじめ問題についての基本認識

### ◆『いじめ』の定義

- ・「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

### ◆『いじめは人間として絶対に許されない』

- ・人間関係において心身の苦痛を感じさせるいじめを、人間として絶対に許されない行為と本校では位置づける。
- ・いじめられている児童・生徒の立場に立った親身な指導を行う。
- ・いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは、犯罪行為である。

### ◆いじめの特徴

- ・いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童・生徒にも起こりうるものである。

#### (1)いじめの構造

：いじめは、単にいじめを受けている児童・生徒と、いじめている児童・生徒との関係だけでとらえることはできない。

いじめは、次のような四層構造になっている。

- ① いじめを受けている児童・生徒（被害者）
- ② いじめをしている児童・生徒（加害者）
- ③ 周りではやし立てる児童・生徒（観衆）
- ④ 見て見ぬふりをする児童・生徒（傍観者）

観衆や傍観者の立場にいる児童・生徒も、結果としていじめを助長していることになる。

また、加害者と被害者の関係は、立場が逆転する場合もある。傍観者が仲裁者となれるよう指導することが大切で常日頃より教員は指導の中でその意向を示すことも肝要である。

#### (2)いじめの形態

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする。
- ・インターネット上のブログやツイッターなど、不特定多数や特定の仲間が見ることのできるページに、誹謗中傷の書き込みをされたり、無断で写真を掲載されたりする。
- ・携帯電話やスマートフォンによる SNS で、誹謗中傷のメールを流されたり、無断で写真を掲載されたりする、など。

#### (3) いじめられている児童・生徒の気持ち

- ・自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、(告げ口をしたとして) 更にいじめられるのではないかな等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くなる。
- ・屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- ・「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- ・ストレスや欲求不満の解消をほかの児童・生徒に向けることがある。

#### (4) いじめている児童・生徒の気持ち

- ・いじめの深刻さを認識しないで、からかひやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- ・自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがある。
- ・いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えることがある。

#### (5)いじめの原因

- ・学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、児童・生徒のストレスのはけ口的手段としていじめが発生する。
- ・特に家庭においては、親との関わりが希薄な状況であったり、逆に親の過干渉な状況などにより、親の無条件の愛を実感できていない児童や生徒が加害者となる場合が多い。
- ・相手の人権配慮に欠け差異・個性を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生する。

## 2. いじめの未然防止のために

### ◆いじめを許さない学校・学級づくり

#### (1) 学級経営の充実

- ・教師の受容的、共感的態度により、児童・生徒一人ひとりのよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- ・特に、本校創立者ヨハネ・ポスコの教育理念「アシステンツァ ～共にいる教育～」の実践を通して、教師は児童・生徒を見守り、いじめを未然に防ぐ。
- ・児童・生徒の自発的、自治的活動を保証し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
- ・正しい言葉遣いのできる集団を育てる。
  - いじめの大半は言葉によるものが多々である。
  - 「キモイ」、「ウザイ」、「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いを改めさせる指導が重要である。
- ・学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続する。
- ・欠席、遅刻、早退、保健室の利用状況の確認や児童・生徒へのアンケート調査などにより児童・生徒の実態を客観的尺度から把握する。
- ・担任として、自ら学級経営の在り方を常に振り返り、見直しをもった学級経営を行う。

※担任と児童・生徒たちが、「なれあい」になっている学級は、いじめが発生しやすい傾向があるという研究結果もあるので十分に留意しなければならない。

#### (2) 授業における生徒指導の充実

- ・「自己決定」、「自己存在感」、「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
- ・授業態度の改善を要する児童・生徒を放置しない。一方通行の授業に散見されることが特に多いので、留意しなければならない。教員は、教授法を常に工夫し「楽しい授業」「わかる授業」を通して生徒たちの学び合いを保証する。

#### (3) 宗教の授業

：キリスト教ヒューマンイズムの涵養を目的とした授業を展開する中で、「愛そのものである神」を受容する感性を育み、児童・生徒が「ありのままの私が愛されている」ことに気づき、他者を認め大切にす資質を育てる。すべての人が神に創られ、愛されているという人間の尊厳の根拠と、人間がいのちを大切にすべきであるという根拠をベースにして、12カ年の宗教指導計画（シラバス）の中に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。

#### (4) LHR・特別活動等で

- ・特にミドルステージ（小5、小6、中1、中2）においては、いじめを題材として取り上げいじめの未然防止や解決の手立について話し合う。
- ・話し合い活動を通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・学年の発達段階に合わせたアサーショントレーニングや、ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等の社会性を育てるプログラムを活用し、人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を学習する。

#### (5) 学校行事

：児童や生徒たちが率直に達成感や感動、内省・黙想する機会を得て、各自が人間力を高める人間関係の深化を得られる行事を企画し実施する。（サレジオ祭、体育祭・運動会、合唱祭、聖母祭、慰霊の集い、クリスマス会など）

#### (6) 児童会活動・生徒会活動

：児童会活動や生徒会活動により、いじめ防止と解決に向け、児童・生徒が自分たちの問題として自発的、自治的な活動に取り組めるよう支援する。

### 3. いじめの早期発見対策

#### ◆教師の豊かな感性による日常からの児童・生徒の観察と理解

##### (1) 学校でのいじめのサイン

- ・急に遅刻が多くなる。早退が増える。
- ・授業開始前に机、椅子、鞆などが散乱している。
- ・授業開始前に学用品、教科書、体操着等が隠されている。
- ・学用品の破損、ノートに落書きがある。
- ・授業中、不正解に対して皮肉の声や、笑い等のからかいが繰り返し起こる、あるいは正解に対するどよめきが起こる。
- ・先生から注意された生徒に、クラスの視線が集中する。
- ・本人が嫌がるあだ名や呼び名ではやし立てる。
- ・その児童・生徒の隣に誰も座りたがらない。
- ・一人ひとりの児童・生徒の発言に大多数の児童・生徒が反対することが多い。
- ・休み時間、清掃の時間などを一人きりで黙々と過ごしている。
- ・休み時間などに特別の用事がないのに職員室や保健室に出入りし、時間を過ごす。
- ・理由の分からない怪我が多い、衣服が汚れ、足跡などがついている。
- ・美術や書道の授業の後、衣服に絵の具や墨がたくさんついている。
- ・黒板や机等に、ニックネームや「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- ・その他

##### (2) 児童・生徒の実態把握の方法

- ・いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。教員は、いじめではないかと疑われる臭いがするどんな小さな声でもよく聴く姿勢が常に必要である。決して、聞き流したり放置してはいけない。
- ・生活の記録  
特にミドルステージでは、毎日提出される生活の記録からいじめの存在を感じさせる記述を敏感に察知する。
- ・個人面談  
日頃より、児童・生徒が教員に相談しやすい雰囲気や場作りを心がけるとともに、定期的な面談の実施や、児童・生徒が希望する時に面談できる体制を整えておく。面談方法や面談結果について、スクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。
- ・日常観察  
教室から職員室に戻る経路をときどき変えたり、児童・生徒のトイレを利用したりすることも、気になる場面の発見につながる。また、休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行うことも、発見を容易にする。  
※「いじめ」と「けんか」、「ふざけ」を混同しない。そして「いじめ」を「けんか」や「ふざけ」として見過ごさない。
  - ・確認ポイント(例) 「けんか」…原因が明瞭で、勝ち負けが決まれば必要以上に攻撃しない。
  - 「ふざけ」…対等な関係で、役割の交代がある。
- ・「悩みごとアンケート」、「生活状況調査」などの調査を計画的に行う。  
アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であったり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得ることも有効である。学年始めや長期休暇明けなど、生徒の人間関係に変化が訪れる時期や、学年末でクラス替えなどに不安を感じる頃を実施することも有効である。

##### (3) いじめの被害者になりやすい児童・生徒の特徴

- ・自己主張のできにくい児童・生徒
- ・身体的、性格的、行動的に集団とは異なる側面を持っている児童・生徒
- ・失敗体験の多い児童・生徒
- ・プラスの評価を受けてきた真面目な児童・生徒
- ・正義感の強い児童・生徒

##### (4) いじめの加害者になりやすい児童・生徒の特徴

- ・情緒が不安定で、相手のことを考えず、自分の考えや感情のまま行動する。
- ・相手との力関係に敏感で、自分より力のある者には弱く、無力な相手には強い。
- ・家庭は放任、あるいは過保護、管理的であることが多く、真の温もりが足りない。
- ・自己を発揮できる場を見出せず、不満を鬱積させている。

#### ◆教職員間の共通理解・協力体制のもとでの日常の情報交換

:学級内の人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもある。  
担任の思い込みを避けるためには、教師間の情報交換が必要。

- ・日々の情報交換
- ・職員朝礼や職員会議での「生徒の行動報告」
- ・学年会での情報交換、事例研究
- ・生活（生徒）指導部会での情報交換、事例研究
- ・保健室からの情報
- ・部活動顧問からの情報

#### ◆家庭との連絡を密にした情報交換

##### (1) 家庭との日常的な連携

- ・年度当初から、「学園だより」「学校だより」「学年だより」「学級だより」などの文書による通信や保護者会などでいじめの問題に対する学校の認識や、対応方針、方法など周知し、協力と情報提供を依頼する。
- ・いじめや暴力問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うか、対応の方針などを明らかにしておく。

##### (2) 家庭に周知する、いじめを訴える意義と方法

- ・(1)のように、日頃からいじめ問題に対する学校の考え方や取組みを保護者や家庭に周知し共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求める。
- ・学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭に周知する。  
担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいこと。  
学校の電話番号や代表アドレス、様々な方法で相談できること。  
学校カウンセラーへの相談もできること。
- ・匿名による訴えへの対応 匿名で訴えたい気持ちに理解を示すとともに、早期に確実にいじめを解決するためには 氏名などの情報を得る必要があること、また学校は秘密を厳守し出来る限り意向に沿った対応をすることを伝える。
- ・関係機関（いじめ対策室、市町村や警察の相談機関等）へのいじめの訴えや相談方法を 家庭に周知する。

##### (3) 家庭でのいじめのサイン

- ・学校へ行きたがらない。
- ・機嫌が悪い。
- ・転校したいという。
- ・先生と友達を批判する。
- ・喜怒哀楽が激しい。
- ・親に隠しごとをする。
- ・金遣いがあらかなる（親の財布から金が抜かれている）。
- ・友達からの長電話にていねいな語調で応答する。
- ・以前と比べ携帯電話やスマートフォンを手にとらなくなる（嫌がらせメール等が来ている）。
- ・制服（衣服）が汚れている。体に傷がある（傷の場所に注意）。
- ・いたずらされ、物が壊される。
- ・外出したがらない。
- ・親が学校と連絡するのを嫌がる。
- ・学校の様子を聞いてもらいたがらない。

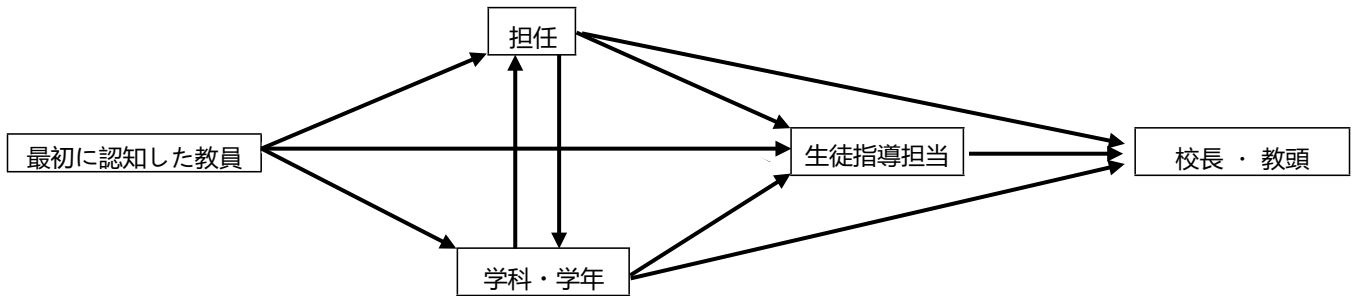
#### 4. いじめの発見から解決まで

##### ◆発見から指導、組織的対応の展開

###### (1) いじめの情報のキャッチ

- ・児童・生徒や保護者からの訴え
- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・「生活の記録」等から気になる言葉を発見
- ・「対人関係アンケート」の実施
- ・教職員間からの情報提供

※独断で判断し、解決しようとするしない。  
※必ず報告・連絡・相談することである。



###### (2) 対応チームの編成

- ・校長、教頭、生活（生徒）指導主任、学年主任、担任、当該学年教員団、養護教諭、スクールカウンセラー、部活動顧問等により、事案に応じて柔軟にメンバーを決めて編成する。

###### (3) 対応方針の決定と役割分担

- ・情報の整理： いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の児童・生徒の特徴
- ・対応方針： 緊急度の確認、「重大事態」かの確認  
事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認
- ・役割分担： 被害者からの事情聴取と支援  
加害者からの事情聴取と指導  
周囲の児童・生徒と全体への指導  
保護者への対応  
関係機関への対応

###### (4) 事実の究明と支援・指導

###### 【事実の究明（確認すること）】

以下の事柄等についてじっくり聞き、事実に基づく指導を行えるようにする。

- ① いつ頃からそんなことが？ 最近？ 長期？ どんな時に？
- ② どのようなことから？ 何がきっかけで？
- ③ どこで？（教室内、トイレ、部活の活動場所、学校の帰り道など）
- ④ どのような方法で？（暴力、無視、SNSの書き込みなど）
- ⑤ 1対1？ 複数？ グループ？ だれが？ 命令する者は？

###### 【事情聴取の際の留意事項】

- ① 聴取は、被害者 → 周囲にいる者（冷静に状況を捉えている者） → 加害者 に行う。
- ② 被害者や周囲にいる者への事情聴取は、人目につかないような場所と時間帯に配慮して行う。
- ③ 安心して話せるように、その生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。
- ④ 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- ⑤ 情報提供者についての秘密は厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- ⑥ 聴取を終えた後は、状況に応じて保護者に迎えに来てもらうなどして、当該生徒を保護者に引き渡す。  
また、保護者へは教師が直接説明する。



【事情聴取の段階ではいけないこと】

- ①いじめ発覚後すぐの段階で、被害者と加害者を同じ場所で事情を聞くこと。
- ②注意、叱責、説教だけで終わること。
- ③双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ④ただ単に謝らせることだけで終わらせること。

(5) 被害者、加害者、周囲の児童・生徒への指導、及び保護者への対応

被害者への対応

【基本的な姿勢】

- ： いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童・生徒の味方になる。  
児童・生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認と支援】

- ①話をうなずきながら聴く。  
一言ひと言にうなずきながら聴くことは、「きみの言うことをしっかり聴いているよ」というメッセージになる。  
余計な言葉を挟まずにしっかりと気持ちまで聴き取るつもりで応ずること。
- ②本人の訴えた言葉を繰り返してあげる。  
きちんと聴いていることを伝えることで、本人の安心感を生む。  
また、自分の身に起きていることを客観的に考えてみるきっかけをつくることができる。
- ③話が混乱しているときには、その内容を整理して伝える。  
事実関係の把握に誤りがないかどうか確かめる。  
被害者が自分の感情を整理して具体的に考えられるようにする。
- ④分からないことを質問する。  
分からないことがあっても、生徒の話を遮ってまで聴かない。  
「分からないことがあるから質問してもいいですか」と尋ねてから聴く。  
不明確なところを簡潔に質問し、整理して伝える。
- ⑤本人が努力していることを支持する。  
「一生懸命我慢していたんだね」等、努力を認める言葉をかける。  
本人の努力した方向が間違っていると思えても、否定の言葉を言わない。  
否定の言葉より、「どうしてそうしたのか」とか「どんな気持ちだったの」とその気持ちを聴いてみるのが大切。
- ⑥支援  
学校は加害者側には毅然と対応すること、被害者側には可能な限りの支援と対応を伝える。  
加害者側の生徒との今後のつき合い方など、行動の行方を具体的に指導する。  
学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように信頼できる先生の連絡先を伝えておく。

【経過観察】

- ①定期的に面談を行い、不安や悩みの解消に努める。
- ②自己肯定感を回復できるように、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

【保護者への対応】

- ①事実が明らかになった時点で速やかに家庭に連絡し、把握した事実を正確に伝える。  
※電話よりも、出来るだけ家庭訪問して直接伝える方が望ましい。
- ②学校として徹底して児童・生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ③対応経過を丁寧に伝えるとともに、保護者からの児童・生徒の様子等について情報提供を受ける。
- ④いじめの全貌がわかるまで、相手(加害者)の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ⑤対応を安易に終結せず、経過を観察する方法を伝え、理解と協力を得る。

### 【好ましくない対応】

#### ①いじめの深刻さに気づかない

「いじめられる方にも問題がある」などの誤った発言をする。

「自分の子供時代にもいじめはあった」(大人の考えである)

保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにいじめはない」などと言う。

#### ②徹底した否定認識

「やられたらやり返せ」「反抗できない方が悪い」「負けるな、がんばれ、いい試練だ」

「はっきり言って迷惑だ」(真相を究明しようとする被害者の家族に対して)

#### ③性急な対決

本人(相手)の合意を得ない、強制的な対決をさせる。

日時や話し合いのルールを定めない。

どちらの言い分が正しいかを決めつけ、教師が裁判官になる。

※但し、対面解決を終始回避し続け、個別面談にばかり時間を費やし、双方の言い分を十分ヒアリングするもの様子見とか時間を置いて等の理由づけにより、そのまま放置してしまい、遅々として何ら解決へ向かわないこともあり、消極的対応が重大な結果を招くことも十分に考慮していなければならない。教師が被害者・加害者双方の信頼を得て、責任を持ち適切に対面させて解決する場も必ずつくるべきである。

## 加害者への対応

### 【基本的な姿勢】

：背景を理解しつつ、いじめは許すことのできない問題であることを厳しく認識させて行った行為に対しては適切に且つ速やかに毅然とした姿勢で指導する。自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくべきなのかを内省させる。また、どの児童・生徒にも、自らの行為を反省し、新しく生きようとする力が備わっているという認識を持たせる。

### 【事実の確認と指導】

①対応する教師は中立な立場で事実確認を行う。

②話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

③確認すべき事項

何があったか？ どのような行動をとったか？ いつ頃からか？ どんなときに？

どこで？(学級内、トイレ、学校の帰り道など)どんな気持ち？ どうむかつくのか？

どんな方法で？ 1対1？ 複数？ グループ？

④いじめを認めたら、相手の身になってよく考えさせ、反省を求める。

⑤「相手は悩み、苦痛を味わっている」ということを気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。

⑥「この行動は人間として許されない」ということを分からせ、責任転嫁等を許さない。

⑦いじめに至った自分の心情やグループ内等の立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動について考えさせる。

⑧不平不満、本人の満たされない気持ちなどを、じっくり聴く。

⑨場合によっては、自宅謹慎など出席停止の措置を含め、毅然とした指導が必要である。

### 【経過観察】

①定期的に面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認する。

②授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、良さを認める。

### 【保護者への対応】

①保護者の心情を理解しつつ、丁寧な対応をする。

保護者の心理・・・怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安。

保護者も追い詰められ、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。

児童・生徒の長所を認めながら、親の苦労も十分ねぎらいながら対応する。

②事情聴取後、状況に応じて保護者に迎えに来てもらうなどして、事実を保護者に経過とともに伝え、その場で児童・生徒に事実を確認する。

③事実だけをきちんと伝える。

憶測で話をしない。問題とは直接関係のない日常の様子まで話を広げない。

④相手の児童・生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

⑤具体的な助言をする。被害者への謝罪、児童・生徒への対応など、保護者の意向を聞きながら助言する。

⑥児童・生徒の立ち直りを目指す姿勢を教え諭す。加害者が自分の非に気づき、改められるよう指導する。

⑦事実を認めなかったり、うちの子は首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針、教師の児童・生徒を思いやる信念を示し理解を求める。

※接遇の姿勢として必要なものは、まず学校対応者としての、保護者の不安や心配に対する「理解」、保護者への「アシステンツァ」、そして「謙虚さ」と「丁寧さ」である。

#### 【好ましくない対応】

##### ①権威的な対応

クラスで加害者を前にして「お前が悪い」と非難する。  
見せしめの体罰を与える。  
命令調。過去を引き合いに出す。  
追い詰めたり、問い詰めたりする。(特に両親と一緒に)  
兄弟姉妹と比較する。

##### ②基本認識を誤った指導

何もかも「いじめ」と決めつける。  
教師の価値観や体験でいじめかどうかを判断する。

##### ③加害者の保護者を非難する。これまでの子育てについて批判するなど。

#### 観衆・傍観者への対応

#### 【観衆・傍観者の心情】

##### ①観衆（はやし立て、いじめを強化する存在）

いじめを注意したり止めた場合の報復が怖い、仲間はずれにされるのが怖い。  
いじめが面白い、被害者への不快感を持つ等の理由でいじめに加勢している。

##### ②傍観者（結果的にいじめを支持する存在）

正義感はあるが、いじめへの抑止力はない。  
「次は自分がいじめられる」などの葛藤がある。  
人間関係や人との関わりに無関心で自分の関心の持つものしか気が向かない。  
周りでどんなひどいことが行われても、我関せず勝手なことをする。

#### 【基本的な指導】

： いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に教師が児童・生徒と共に本気で取り組んでいることを示す。

#### 【事実確認】

： いじめの事実を告げることは「チクリ」などという軽いものではなく、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

#### 【指導】

- ①「観衆」や「傍観者」は、いじめを助長したり、抑えたりする重要な存在である。観衆や傍観者も加害者と同じだという自覚を深める。人間として正しいことを主張する大切さを徹底して指導する。
- ②被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ③いじめられる側にも問題があるという受け止めは許されない。
- ④これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- ⑤いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ⑥いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

#### 【経過観察】

- ①授業や学級活動等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- ②いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

## 5. インターネット上のいじめについて

### ◆実際に起こっている問題のある事例について

- (1) SNS などインターネットが原因となって発生したいじめ
  - ・ネット上の書き込みがきっかけとなったいじめ
- (2) SNS などインターネットによるいじめの事例
  - ・被害者児童・生徒への誹謗中傷をインターネット上に書き込む。
  - ・被害者児童・生徒の家族や関係者の悪い噂をネット上に書き込む。
  - ・被害者児童・生徒の顔写真や個人情報などをネット上に書き込む。
  - ・多数の同級生がメールなどで悪口などを送信する。

### ◆対応策

- (1) 危機管理の一環として、学校や大人が児童生徒の SNS への投稿に敏感であること
  - ・先生や親が知っている、見ているということを知らせるだけでも抑止力がある。但し、児童・生徒の変容を図るような指導を行わないと、別のアカウント等に逃げこんだり、いじめが陰湿化してしまう場合がある。
  - ・情報モラルや情報セキュリティの指導に加えて、リスク管理の指導を行う必要がある。リスク管理とは生徒がインターネット上で行った行為により、どんな危険が及ぶかに気づかせ、危機意識を高めること。
- (2) 保護者への啓発活動
  - ：保護者会のとき等に、携帯電話やインターネットの危険性やその使い方についてよく説明し、家庭と協力して児童・生徒を守る。特に携帯電話にフィルタリング機能をかけることを促進する。
- (3) インターネット、スマートフォンの問題点等の研修
  - ・刻々と進歩し、変化する IT 機器に関心を持ち、問題点を知っておく。
- (4) 警察等関係機関への相談
  - ・深刻な誹謗中傷等が発生した場合、当該ページを保存・印刷し、それを持って警察等に相談する。
    - ※悪質な書き込みの場合は、静岡中央警察署（電話 054-250-0110 生活安全課）
    - 静岡県警（電話 054-271-0110 生活安全部）に連絡をとり相談する。